

1. 議事日程（第3日目）
（予算決算常任委員会）

令和 6年 3月15日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

（1）認定第30号 令和6年度安芸高田市一般会計予算

（2）認定第34号 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計
予算

（3）認定第43号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算

3、閉会中の継続調査について

4、閉会

2. 出席委員は次のとおりである。（14名）

委員長 石 飛 慶 久
委員 田 邊 介 三
委員 新 田 和 明
委員 山 根 温 子
委員 山 本 優
委員 宍 戸 邦 夫
委員 金 行 哲 昭

副委員長 南 澤 克 彦
委員 山 本 数 博
委員 芦 田 宏 治
委員 先 川 和 幸
委員 熊 高 昌 三
委員 秋 田 雅 朝
委員 児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（29名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	企 画 部 長	高 下 正 晴
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	建 設 部 長	河 野 恵
議 会 事 務 局 長	毛 利 幹 夫	地域営農課長兼農業委員会事務局長	稲 田 圭 介
農 林 水 産 課 長	森 田 修	商 工 観 光 課 長	松 田 祐 生

管 理 課 長	神 田 正 広	建 設 課 長	登 田 晃
下 水 道 課 長	佐々木 宏	議 会 事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹
財 政 課 財 政 係 長	小 野 哲 司	地 域 営 農 課 営 農 支 援 係 長	国 広 康 徳
地 域 営 農 課 農 地 利 用 係 長	佐々木 寛 朗	農 林 水 産 課 農 林 土 木 係 長	舩 川 雅 弘
農 林 水 産 課 林 業 水 産 係 長	吉 川 晃 彦	商 工 観 光 課 観 光 係 長	藤 堂 洋 介
管 理 課 建 設 管 理 係 長	武 部 弘 典	管 理 課 住 宅 係 長	岩 本 武 敏
建 設 課 工 務 係 長	竹 添 正 弘	建 設 課 維 持 第 1 係 長	田 中 哲 也
建 設 課 維 持 第 2 係 長	上 岡 洋 平	下 水 道 課 業 務 係 長	田 中 要 久
下 水 道 課 下 水 道 係 長	山 崎 勝 宏	農 業 委 員 会 事 務 局 農 地 係 長	藤 城 輝
商 工 観 光 課 商 工 係 専 任 主 査	兼 村 恵		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	毛 利 幹 夫	事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開会

- 石飛委員長 定刻となりました。
ただいまの出席委員は14名でございます。
定足数に達しておりますので、これより第12回予算決算常任委員会を再開します。
本日の審査日程は、お手元に配付したとおりです。
直ちに本日の審査に入ります。
議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」の件を議題とします。
これより産業部、農業委員会事務局の審査を行います。
予算の概要について説明を求めます。
森岡産業部長。
- 森岡産業部長 予算資料の3ページ中段を御覧ください。
産業部においては、新たに4事業を進めます。
「野生鳥獣加工処理施設の整備」では、捕獲頭数の増加や捕獲者の負担低減のため、ペットフード用の処理施設整備に取り組み、「鳥獣被害対策の推進」では、広島県から鳥獣対策アドバイザーの派遣を受け、農家への指導や啓発等に取り組みます。
「湛水被害の防止」では、健全度の低いため池改修への費用負担や廃止したため池への対策を行い、下流の湛水被害防止に取り組みます。
「中小企業者の利子補給」では、中小企業及び個人事業者支援のために、借入金に対する利子補給に取り組みます。
各事業の詳細は、担当課長が説明します。
以上で終わります。
- 石飛委員長 続いて、地域営農課の予算について説明を求めます。
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 地域営農課の予算を説明します。
歳入です。
予算書25ページをお開きください。
下段、農業費補助金の説明欄、金額については、記載のとおりです。
中山間地域直接支払事業費補助金及び次ページの農地・水保全管理支払交付金事業補助金は、ともに農地保全に取り組む団体に対する交付金と事業推進に係る補助金です。
その下、新規就農総合支援事業補助金は、新規就農者の経営開始にかかる補助金です。
2行下、園芸作物条件整備事業補助金は、原山・鍋石の県営圃場整備地区の耕作条件整備の補助金となります。
その下、有害被害防止総合対策交付金は、有害鳥獣対策にかかる交付金です。
25ページ最下段の数量調整円滑化推進事業費補助金と27ページ上段の

経営所得安定対策等推進事業補助金は、ともに米の需給調整事務にかかる補助金です。

地域計画策定推進緊急対策事業補助金は、地域計画策定に係る補助金です。

次に、35ページをお開きください。

下段、地域営農課関係雑入のうち地域農業再生協議会受託金は、安芸高田市農業再生協議会からの事務委託金です。

農地中間管理事業事務受託料は、農地中間管理機構の事務受託に係る事務委託金です。

続いて歳出です。

115ページをお開きください。

中ほどになります。

農業総務管理費の委託料は、昨年度より実施している農業振興地域整備計画の見直しを行う業務委託料です。2024年度で完了する予定です。

農地保全対策事業費は、農地中間管理事業と地域計画を推進していくための事業です。

増額の主な要因は、農地中間管理事業に係る利用権の更新の手続が多量に発生する年を迎えるため、会計年度任用職員を1名増員しております。

有害鳥獣対策事業費は、有害鳥獣対策に関わる費用です。

内容としましては、減額分として、下段報酬の鳥獣被害アドバイザーの減。117ページをお開きください。中ほどになります負担金補助及び交付金、国庫補助事業における進入防護柵設置補助事業の減額となります。

さらに単独補助事業におけるイノシシ対策事業は、鳥獣被害等地域支援機構の業務の中で継続することで減となります。

増額分として、委託料、ペットフード事業に係る調査設計委託料187万円、負担金補助及び交付金、鳥獣対策等地域支援機構負担金に626万円となります。

中山間地域等直接支払事業費は、中山間地域等直接支払交付金が主なものです。

多面的機能支払交付金事業費は、集落等で農地や水路の維持活動を行う組織に対する交付金が主なものです。

119ページをお開きください。

米の需給調整事業費は、経営所得安定対策の事務について、安芸高田市農業再生協議会において実施するものです。

ただし、実際には農業推進班長の設置経費等、協議会から市が業務を受託し実施する形となるため、歳入において受託料を計上しています。

担い手育成事業費は、担い手や新規就農者の育成や支援の費用です。

スマート農業技術実証調査費補助金は、JAひろしまが行う、衛星画像による生育状況調査から可変施肥を行い収量の増加を図る検証や、ド

ローン等を活用した畦畔管理の省力化の検証に対して、助成を行うものです。

担い手機械等整備支援事業補助金は、認定農業者等の担い手に対する機械等導入助成です。

増額の主な要因は、委託料、県営圃場整備における原山・鍋石地区の園芸作物推進を図る耕作条件の整備に伴う委託料です。

農業振興施設管理運営費は、農業関係施設にかかる管理運営費です。

増額の主な要因は、工事請負費、向原やすらぎの裏のスロープ修繕工事と向原ふれあい農園の土地返却に伴う水田復旧工事となります。

121ページをお開きください。

畜産振興事業費は、家畜診療所の運営負担金、和牛改良及び酪農振興にかかる補助金です。

減額の主な要因は、負担金補助及び交付金の補助金見直しによる減によるものです。

畜産振興施設管理運営費は、堆肥センター等の市が所有している畜産関係施設の管理運営を行うものです。

減額の主な要因は、需用費、修繕料の減によるものです。

以上、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

119ページ担い手育成事業費の補助費の単独補助のほうなんですけど、先ほど説明がありましたスマート農業技術実証調査費補助金なんですけども、過去水位センサーをつけたりと、今回衛星画像を見て追肥等の判断をするというような説明だったと思うんですけども、これってこの調査、一応実証調査なので、どういうところまでやるという計画になっているのか。要は、どこまでやれば終わりになるのかというところが、その説明をお願いします。

○石 飛 委 員 長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

先ほどちょっと説明させていただいたように、JAと共にスマート農業の実証検査を行っているところです。

ただ、なかなかその実証検査で有効性のある部分が、なかなか出るところもあります、出ないところもある。それらを農協さんと一緒にやっておるんですが、その実績報告については、毎年挙げていただいております。

どこで終わるかというのはなかなか難しいとこなんですけど、いろいろ検証する中で有効性のあるものを農家の方に広めていくというのが課題となっております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

田邊委員。

○田 邊 委 員 今後も続くんだろうということなんですけど、例えばこれ水稻から農業ということになると、園芸だったり果樹だったり畜産とかいろいろあると思うんですけど、そういったところに広げていくということを今後考えられているんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 園芸のほうでしたら、実際にうちのほうではまだたっていないんですけど、水をやるシステムを温度によって、その量を変えとかいう試験をやっているところがあります。それも含めて市のほうでも、また考えていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋 田 委 員 115ページの有害鳥獣対策事業についてお伺いをいたします。

この有害鳥獣対策、本当に今までも大変な事業です。これからも課題は大きな課題だというふうに認識しながらお伺いしたいんですが、まず今年度新規事業として県の地域支援機構からアドバイザーの派遣を受けるということで取組まれるということです。今までは鳥獣被害アドバイザーというのがあったんですが、これをやめて県からのアドバイザーを迎え入れると、それで指導していただくという形なんでしょうか。

まず、この県の地域支援機構、これの説明からお願いしたいと思うんですが。

○石 飛 委 員 長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 広島県鳥獣対策等地域支援機構という形になっております。

県内の野生鳥獣による農作物の被害のさらなる低減を目指して、県域のプロフェッショナル組織の仕組みを全国に先駆けて導入して、この取組に本市も参加しているという形になります。

この4月から、実際には今現在いるアドバイザーがこの組織に入って、うちにまた常駐という形になってくるというものになりますが、この機構の中の組織の中が鳥獣対策のプロフェッショナルがおりますので、そこで研修を受けながら共にやっていくという形になります。

以上です。

○石 飛 委 員 長 秋田委員。

○秋 田 委 員 常駐という形で取組まれるということなんで、当然こちらにいらっしゃることなんでしょうから、それぞれの例えば課題、何かの問題が発生したときには、絶えずここに役所にいらっしゃるかどうかわかりませんが、その対応アドバイザーという形なんで、そこらがちょっと難しいところなんですけど、常駐されてすぐ例えば農家のほうから何かあったときには、すぐ対応にあたられるという考え方でよろしいんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 担当者が常駐するという形になって、農家の方、市民の方から鳥獣被

害に対する相談について、現場に行って指導していただくと。その人だけじゃなくて、状況によってはその組織のトップのものが来て支援したりという形で、拡充を図っていくつもりであります。

以上です。

○石飛委員長 秋田委員。

○秋田委員 予算のほうに入るんですが、これは621万円は、地域支援機構の負担金ということで予算計上されておるということなので、負担を市のほうがその機構のほうへお金を負担して、それからその人のアドバイザーの報酬については、県のほうからお金が出るという形で、負担金という形になっているんでしょうか。

○石飛委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 おっしゃるとおりで、うちのほうは負担金を出して、その機構の中でその職員を雇ってるという形になります。

だから、パソコンとか車もそこから持ってきて、そこで活動していただくという形になります。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 同じく、有害鳥獣対策事業費の12節委託料の調査設計監理委託料です。ここはペットフードの加工に関する加工所の調査設計かと思います。先日の産業厚生常任委員会の中で、所管事務調査に上がっていた資料を基にしますと、ジビエのほうも施設等の老朽化による施設移転の検討を掲げてらっしゃいまして、新しくペットフード用の施設を作る計画を立てると思うんですが、それとそのジビエの加工場ですね、この場所が離れてしまうのか、一体的にこう考えていこうとされているのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。

○石飛委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 ペットフードもそうなんですが、ジビエのほうも移転について、場所等をまだ未定という状況になります。今から候補地を探して、その候補地の周辺で協力をいただくような形になりますので、離れる離れないは、ちょっとそのときの状況で変わってくると思います。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 農業振興施設管理運営費121ページの12節委託料の中の指定管理料なんですが、向原の農村交流館指定管理のほうですが、令和5年が約500万ついていますけども、今年度、令和6年度で110万円減らされておるといところなんですが、理由のほう説明をお願いいたします。

○石飛委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 これにつきましては、指定管理を受けていただいているやすらぎさんと協議する中で、原則的に言えば電気代、光熱費とか、そういった通常の

経費というのが土台となっていく中で、今年度につきましては、この金額で1年間という形でやっていこうと。

また、次年度については、その状況を把握をしながら、また次年度で考えさせていただくということで折り合いついております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
金行委員。

○金 行 委 員 117ページの中山間地域等直接支払の件ですが、これは農家の人、土地を守っていく人に非常に助かってるんですが、昨年と大体ほぼ同じぐらいな予算を組まれておるんですが、今に担い手等々が少ない中で、そういう人材的なもの同じだけのものと言ってることですが、耕作されている中に入っていらっしゃる方というのは、縮小するんじゃないかと思うんですけど、予算はそのとおりとなっておりますが、その動向等はどのように把握されていますか。

○石 飛 委 員 長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 この中山間地の直接支払事業につきましては、今年度が1期が5年の今年は4年目、来年度が5期対策の最後の年という形になっています。

これにつきましては、農家の方も大変その喜んでおられる事業であります。これについては、6期対策も恐らく続いていくというふうに私も要望しておりますので。

あと、担い手に対する部分では、実際のところその事務を執っていただく方がなかなか高齢化されとるということで、そこらの支援をどうやっていくかというのが、私らの課題になっていってるところでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
田邊委員。

○田 邊 委 員 121ページ、畜産振興事業費の補助費で、単独補助のほうでここ全体的にちょっとずつ減額をされてるんですけども、乳用牛群改良推進事業補助金が昨年に比べてこれだけが減額率が大きいといえますか、半分以下になってるんですけども、これ例えば昨今経営が厳しい中で離農される方が増えて、農家戸数が増えたから減額率が大きいとか、そういう理由なんでしょうか。ここだけがちょっと減額幅が大きいので、その理由を教えてください。

○石 飛 委 員 長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 対象農家さんが4件から2件に減ってるということで、減っている形になってます。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
秋田委員。

○秋 田 委 員 1点お願いいたします。119ページの担い手育成事業でございます。

その中に委託料で説明ございました園芸作物条件整備事業委託料と、これ原山・鍋石ということだったと思うんですが、この予算が2,200何

万ありますけれども、県のほうは1,395万5,000円県からの支出金があって、残りを市が負担しながら、これは何かを委託するということで、残りの額は全部市が負担するということなんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 この事業につきましては、業務委託料の中で半分を県が見て、30%を市が見て、残り20%が農業者の負担という形になっています。
以上です。

○石 飛 委 員 長 秋田委員。

○秋 田 委 員 分かりました。その負担割合は分かったんですが、この内容的には委託をされるということなんですが、説明あったかも分かりませんが、再度説明のほうをお願いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 この事業につきましては、今県営でやってる圃場整備地区、原山・鍋石地区なんですが、特に土質の悪い農地なので、ここへ園芸作物を持ってきていただく担い手等について大変条件が悪いということで、そこへ土壌改良剤等を入れて、できるだけ耕作がしやすいような形でやってもらうように推進する事業となっています。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山 根 委 員 121ページお願いします。

畜産振興に要する経費の中で、畜産の状況は餌の点、そういうところは全く変わってない中で、これまでも県・市の補助があって何とかやりくりをされている状況ですが、円高の状況、またウクライナのほうの状況もあり、餌の供給はかなり厳しい状況になっております。

以前も餌に関しては、それなりに補正等をされておりますが、今回は当初予算ではありますが、そういうような状況に向けた対応・支援についてはどのようにお考えですか。ここには上がってないので、お聞きしたいと思います。

○石 飛 委 員 長 森岡部長。

○森岡産業部長 この件に関しましては、先日の一般質問の中でございました。そのときに答弁をさせていただきましたけれども、輸入乾牧草の補助というのを今考えております。

ただ、当初予算編成のときに間に合っておりませんでしたので、新年度に入りまして交付金等を活用して、実施をしたいと考えております。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって地域営農課に係る質疑を終了します。
続いて、農林水産課の予算について説明を求めます。

森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 農林水産課の予算を説明します。

まず歳入です。

予算書17ページをお開きください。

説明欄の上段、治山事業分担金は、小規模崩壊地復旧事業に係る受益者分担金です。

続いて、25ページをお願いします。

上から3行目、地籍調査事業費補助金は、地籍調査成果の数値情報化に係る補助金です。

27ページをお願いいたします。

上から7行目、ため池緊急整備事業補助金は、廃止ため池下流水路の整備に係る県補助金、その3行下、治山事業費補助金は、小規模崩壊地復旧事業に係る県補助金、ひろしまの森づくり事業費補助金は里山林整備などひろしまの森づくり事業の実施に係る県補助金です。

中ほどになります農業用施設災害復旧費補助金及び農地災害復旧費補助金は、2021年8月豪雨で被災した農業施設並びに農地の復旧工事等に係る補助金でございます。

続いて、歳出です。

67ページをお願いします。

説明欄の下段、地籍調査事業費は、地籍調査成果の数値情報化、電子化に伴う業務委託料で、事業を加速化するため100万円増額をしております。

続いて123ページをお願いします。

農村整備総務管理費は、現在整備中の県営圃場整備事業実施地区に設立してある3土地改良区及び土地改良協議会に対する運営補助金、並びに市内2土地改良事業の償還助成金などでございます。

農業用施設維持管理費は、市管理の農業用施設に係る光熱水費などは例年どおりですが、劣化により危険となった県道64号線を横断する農道橋撤去に係る調査設計業務を行うなど、委託料を622万7,000円増額。

125ページをお願いします。

ため池下流水路整備及び浚渫のため、工事費を400万円増額をしております。

農地農業用施設の修繕や小災害復旧にかかる単市補助金などは例年通りでございます。

ほ場整備事業費は、現在整備中の高宮町鍋石地区及び本年工事開始予定の、高宮町すだれ地区並びに、甲田町火の谷地区の県営ほ場整備に係る市負担金です。

林業総務管理費は、森林経営管理事業に対応するための会計年度任用職員の報酬などです。

ひろしまの森づくり事業費は、127ページをお願いします。

森づくり県民税を活用した里山林整備や人工林整備など第4期の3年目を迎えるひろしまの森づくり事業の推進に係る森林整備補助金などです。

今年度の交付額に対して、里山林整備事業、特認事業の県交付金が

1,050万2,000円減額、環境貢献林整備事業の補助金事業が306万円の増額となっております。

林道維持管理費は、既設の林道の維持修繕経費などです。

小規模崩壊地復旧事業は、高宮町すだれ地区及び吉田町飛諏訪地区で実施予定の小規模崩壊地復旧事業2件の調査設計委託料及び工事請負費などで、工事費は本年度より1,075万円減額となっております。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 127ページの小規模崩壊地復旧事業費の工事請負費なんですけども、今年度か令和5年で2件で1,940万ぐらいの予算枠だったんですけど、今の説明だと今年も2件なんですけど、予算が半分ぐらいということなんですけど、それは工事の規模が小さいということでしょうか。

森田課長。

○森田農林水産課長 件数的には変わっておりませんが、工事内容であったり工事範囲であったりというものが違いますので、減額となっております。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 ちょっとざっくりとした質問になるんですけども、森林環境税の使途については、来年度どのような形になりますでしょうか。

○石 飛 委 員 長 森田課長。

○森田農林水産課長 来年度の使途につきましては、森林経営管理事業推進員、これは会計年度任用職員になりますけれどもその人件費、林道維持管理の修繕料、また他部局にはなりますけれども、木材での備品の購入ということに充てるようにしております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 総額としては、どの程度になりますでしょうか。

○石 飛 委 員 長 森田課長。

○森田農林水産課長 総額で600万円程度になろうかと思います。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

芦田委員。

○芦 田 委 員 主要事業の概要の3ページの農林水産課のところで、湛水被害の防止で、「県が行う健全度が低いと判断されたため池の改修に伴う費用負担や、廃止したため池の下流水路の改修を行うことで、下流の人家や農地等の湛水被害を防止する」とありますが、この改修工事は何か所くらいを予定されているのか伺います。

○石 飛 委 員 長 森田課長。

- 森田農林水産課長 改修で言えば、県営事業で1件です。廃止のほうで4件程度予定をされております。
以上でございます。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
田邊委員。
- 田邊委員 125ページのひろしまの森づくり事業費で、今年度林業振興施設管理運営費で生活環境保全林管理業務委託料があったと思うんですけども、これがなくなってる理由を教えてください。
- 石飛委員長 森田課長。
- 森田農林水産課長 生活環境保全林は、現在吉田町西浦、美土里町本郷2カ所ございます。今年度まで環境を整備ということで予算を上げておりましたけれども、その維持管理方法を見直しまして、いわゆる草刈りだけでなく、市民にもっと興味を持ってもらえる、集えるような場所になるように、現在他部局と連携して検討しているところでございます。
以上でございます。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
金行委員。
- 金行委員 125ページから127ページまでの、ひろしまの森づくりの補助金で、森林整備補助金が極端に落ちておるということは、県のほうからということですが、これは何かの訳か理由とかがあるんでしょうか。
4期の昨年が2年目で、本年が3年目ということですので、落ちとるという理由か何かあったんでしょうか。
- 石飛委員長 森田課長。
- 森田農林水産課長 予算ベースで言えば、これが例年どおりでございます。昨年度まで県が森づくり事業の基金を積んでおりまして、それを取り崩して市町に配布をしておりました。来年度から通常ベースに戻るということで、今年度よりは減額という形になります。
以上でございます。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
秋田委員。
- 秋田委員 125ページのほ場整備事業でございます。
これは県営なんですが、去年も聞いたかも分らんですが、これの予算を今年度はすだれとか甲田の火の谷も含まれての予算計上だということを確認しつつ、この中で鍋石地区ですが、これは来年度6年度で終わるものなのか、7年度に行くものなのか、もし知っておられればお伺いしたいのと、すだれはいつから入られるのかをちょっとお願いしたいと思います。
- 石飛委員長 森田課長。
- 森田農林水産課長 鍋石地区につきましては、文化財的な遺跡が出たということの調査もありまして、工事が遅れております。現在のところ令和8年度の完了というふうに聞いております。

高宮町すだれ地区の工事開始は、本年の秋、9月、10月ぐらいからというふうに聞いております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長

秋田委員。

○秋 田 委 員

分かりました。

この中で使用料、賃貸料の有料駐車場使用料というのが予算計上されてるんですが、これの説明をお願いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長

森田課長。

○森田農林水産課長

これは補助整備に関して県庁で会議があったりします。最近、県庁のほうで有料となる場合がございますので、その有料駐車場使用料でございます。

○石 飛 委 員 長

秋田委員。

○秋 田 委 員

だから、いろいろな交渉、やり取りの中で、こっちから行く人の駐車料金をここに計上されたということ……

はい、分かりました。理解しました。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

先ほど聞いたところなんですけど、127ページの小規模崩壊地復旧事業費で、来年度2件が終了したら、残りが17件になるんじゃないかと思うんですけども、昨年も2件今年も2件というペースで行くと、今後かなり時間がかかってしまう。

ただ、どうしても県の補助の関係があると思うので、なかなかその件数を増やしていくというところは難しいかなと思うんですけども、何か加速させるための対策等は考えておられるのか伺います。

○石 飛 委 員 長

森田課長。

○森田農林水産課長

件数につきましては、1件増えまして18件になります。

今委員言われるように県の採択となりますので、なかなか県内全域をやるということで、予算のほうもなかなかつきにくい状況で1年に二、三カ所程度ずつをやっていたいておるところでございます。

これに伴いまして、負担金のほうも25%受益者の負担がかかってまいります。大きな工事になると数百万の負担もかかるというところがあって、そこはどこまでやるかというのもあるんですけども、県のほうになるべく採択を増やしていただくように交渉を続けて参りたいというふうに考えます。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

123ページの農業用施設維持管理費の12節委託料なんですけど、各種計画策定業務委託料というのがありますが、何を計画されるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

森田課長。

○森田農林水産課長

市が設置しております様々な農業施設がございますけれども、これの

年度計画と申しますか、改修計画を策定をするものでございます。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数) 委員

市の設置した農業施設の、いつ改修するかという契約書を作るんですか。

○石 飛 委 員 長

森田課長。

○森田農林水産課長

すみません。市が設置というのは国費を使った改修、様々な大きな樋門とか、農業樋門であったり、頭首工がございますけれども、それを国費を使った改修を今後どのようにやっていくかというものの計画策定でございます。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数) 委員

改修した施設の今後それをどのようにするかというて、そのことを言いよるんですが、具体的によう分からんですけどね。

○石 飛 委 員 長

森田課長。

○森田農林水産課長

今後改修をする、何年後にこれを改修する、当然地元負担、地元との協議も必要ですけれども、5年後にこれを改修する、また5年後にこれ改修する、大きなものになりますので、そういった計画を立てるものでございます。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数) 委員

来年度その計画を立てて、安芸高田市で所管してるやつを来年度計画を立てて、何年以内に該当するものをやるんですか。5年以内に該当しそうな施設について、いつどういう改修をせないかんと、こういう計画書を作られるのか。それは来年だけ一応対象になるものを作って、また再来年も対象になるものを探して計画されるんか。あれじゃ計画にならないと思うんですが、期間は何年間を対象にしてやられるのか教えてください。

○石 飛 委 員 長

森田課長。

○森田農林水産課長

この計画は、地元のほうからこういうのを改修したいと。大きなものがあって、何百万、何千万かかるという部分で改修をしたいという要望があったときに、計画を作るものでございます。

ですから、要望がなければ、これは行いません。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数) 委員

それじゃあ、来年度要望があった箇所は何か所なのか、それはどこなのか、教えてください。

○石 飛 委 員 長

森田課長。

○森田農林水産課長

来年度挙がったときのための予算でございます。挙がったときにすぐ対応できるように予算を組んでおるところでございます。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数) 委員

127ページのひろしまの森づくり事業ですけど、18節の補助金が組ん

でありますよね。森林整備補助金。県の里山整備事業もこの中ではというふうに今ちょっと言われたような気がするんですけど、里山整備事業というのは安芸高田市内、随分需要がありましたですね。

金額も県からこんだけしか出せませんよという格好で今来よるんだろうと思うんですけど、市の需要に対して十分県の補助が入ってきよるんか、それとも待ってもらっている地区があるのか、その辺をお聞かせください。

○石 飛 委 員 長 森田課長。

○森田農林水産課長 待っていただいている地区はございません。

事業量でいろいろ変わってきますけれども、どれぐらいの面積があるかという部分で、あまりにも大きなものであれば、2カ年に分けていただくとかいう調整でやっておりますので、待っていただいている地区というのはございません。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、農林水産課に係る質疑を終了いたします。

続いて商工観光課の予算について説明を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 商工観光課の予算を説明します。

歳入の主なものについてですが、23ページをお開きください。

上段、国庫支出金デジタル田園都市国家構想推進交付金は都市部からの企業誘致を図るために、市へ進出するための支援、また、企業とのマッチングを図るイベント参加する費用に対し交付されるものです。

続いて、27ページをお開きください。

中段、県支出金のチャレンジ・里山ワーク事業補助金は、お試しオフィス、緑の交流空間になります、を活用するなど、企業誘致を推進するための補助金です。

下段、土地建物貸付収入、高宮パストラルや向原ラポートの家賃収入など、財産貸付収入1億441万1,000円の内、249万9,000円です。

続いて、歳出です。

67ページをお願いします。

外郭団体等運営指導事業費は、指定管理をしております主要観光6施設の維持管理及び運営に要する経費で、主には主要観光施設の指定管理料1億844万5,000円で、前年度比で1,446万円の減額と計上しています。

工事請負費は、エコミュージアム川根のトイレ改修工事です。

続いて、129ページをお開きください。

商工業振興事業費は、市商工会及び工業会と連携し進める商工業振興に要する経費で、主には、市商工会への運営補助金1,901万4,000円、また、市工業会に産業人材育成促進助成事業補助金として27万8,000円の計上です。

商工業振興施設管理運営費は、お試しオフィスとして使用する緑の交流空間、ショッピングセンター高宮パストラル、向原駅産業振興支援センターラポート、そして八千代地域振興施設フォルテの指定管理料を含む維持管理経費です。

企業立地推進事業費は、地元企業事業拡大を図る奨励金として4,120万円で、前年度比1,207万6,000円の増額になります。これは新規対象企業が2件、また2期目が2件となることによる増額です。

131ページをお開きください。

負担金補助及び交付金2,526万9,000円のうち、主にはデジタル田園都市推進事業実行委員会補助金として、都市圏からの企業誘致を行い、進出企業が地域に定着するための支援、また地域課題の解消につながる事業を支援するために1,380万円を計上しています。

その下、小規模事業者利子補給支援事業補助金を新たに創設しました。これは、市内小規模事業者の経営安定と発展を図る目的で、日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の融資を受けた小規模事業者に対し、予算の範囲内で利子を補給するものです。

その下、市内高校生職場訪問事業助成金は、吉田・向原高校の生徒を対象に地元企業への職場体験や視察を行うためのバス借上代を支援します。

また、サテライトオフィス等誘致事業助成金、起業、おこし業になります支援事業助成金についてもそれぞれ計上しています。

続いて、同ページ下段です。

観光振興事業費（商工観光課所管）は、主に神楽や毛利元就、サンフレッチェ広島といった観光資源を活用した観光振興に要する経費で、主には、神楽定期公演に係る業務委託料や、133ページをお開きください。補助費です。安芸高田市三矢の訓連携協議会補助金は、秋に予定しています毛利元就フェスの開催の補助金、6月に実施する関西公演など大都市プロモーション事業補助金、7月に実施する神楽甲子園実行委員会、神楽ドームで県内各市町と連携して実施する「春夏秋冬特別公演」事業補助金などを計上しています。

次に、観光振興施設管理運営費（商工観光課所管）です。

135ページをお開きください。

上段、郡山公園などの観光施設に係る維持管理に要する経費で、主には工事請負費、八千代潜龍峡の施設解体に伴う費用として計上しています。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、説明を終わります。

おおむね1時間が経ちましたので、ここで休憩に入りたいと思います。11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時57分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 133ページ、観光振興事業費の補助費単独補助についてなんですけれども、ここで昨年とか今年度と比べて湖畔祭りであるとか、ふるさと応援の会とか3市町連携の補助金がなくなっております。昨日からの答弁で効果のないものはカットしていくというような説明もありました。一問一答なので、一つずつその効果がなかったと判断されたことも説明をお願いしたいなと思います。

まず、湖畔祭からどのような判断で、この補助金をカットされたのか説明をお願いします。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 まず、湖畔祭実行委員会の補助金についてでございますが、背景といたしましては、湖畔祭り実行委員会、桜まつりでありますとか湖畔マラソン、また里山保全祭というようなところをやっていたいておりましたが、高齢化もございます。そして、昨年度少し補助金を減額させたことにより、なかなか運営が難しくなったというようなことで実行委員会のほうより解散ということで申し受けがありまして、それに伴い本年度につきまして補助金をゼロにさせていただいたというところでございます。

以上です。

○石飛委員長 田邊委員。

○田邊委員 続いて、ふるさと応援の会について説明をお願いします。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 ふるさと応援の会でございますが、昨年度につきましては、いわゆる事務費、文書の発送、また会員様へ出すカード、会員証、そうしたものの印刷製本というところで予算のほうを計上しておりまして、これまでもふるさと応援の会への会員、また役員の皆様にもお伝えしておりましたが、自立自走できる団体を目指していただきたいという旨をこの間お話し、また、協議のほうを進めておりました。このたび補助金のほう、なしで今度は自立自走できるような団体を目指していただくということで、今回補助金のほうをゼロにしておるところでございます。

○石飛委員長 田邊委員。

○田邊委員 今の説明ですと、応援の会と協議をした上で双方納得してというような状態になっているというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 はい、協議のほうは、各本部、関西・関東そうした役員の皆様とは御相談のほうをさせていただいてですね、やはり補助金というのはあった

ほうがいいという声は残っておりますが、そこはこれまでも話をさせていただいたとおり、自立自走できる組織を目指していただきたいということで、今回こういう判断にしております。

本部のほう、広島のほうについては明日もございますけど、神楽大会を広島市内のほうで開催し、そこで会員集めであったり、さらにはそうした入場収入で会を盛り上げていこうというような取組もされております。そうした各地域地域でいろいろな取組をしながら、引き続いてふるさとの安芸高田を応援していただく団体として、自立自走できるような取組をしていただければというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

田邊委員。

○田 邊 委 員

続いて、3市町連携についての説明をお願いします。

○石 飛 委 員 長

松田課長。

○松田商工観光課長

3市町連携、安芸高田市、隣の北広島町、そして三原市の3市町で3市町連携という毛利元就ゆかりの地の市町で構成する団体でございました。こちらの補助金をゼロにしたというのはですね、この間、その組織だけでなく、全然違う神楽大会、そうしたところの取組であるとか、また、それぞれ道の駅がございますので、道の駅同士での取組であるとか、そうした輪が広がっておりますので、そうした輪を使いながら、あえて組織に補助金を出すんじゃなくて、もう既に輪が広がりいろいろな取組ができておりますので、そうしたところへそれぞれを引き継いでいくというように考えております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長

田邊委員。

○田 邊 委 員

組織自体がなくなったんですか。組織自体はまだあるんですか。

○石 飛 委 員 長

松田課長。

○松田商工観光課長

3市町連携の分ですけど、基本的には組織は残っております。残っておりますが、補助金にはございません。はい。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

131ページ、企業立地推進事業費の12節の委託料の調査設計監理委託料、こちらの御説明をお願いいたします。

○石 飛 委 員 長

松田課長。

○松田商工観光課長

この調査設計監理委託料でございますが、高宮工業団地がございます。その水源が天候が不順になっておると、この近年不順になっておりまして、水の確保が難しくなっているということがございます。そちらの水源調査のほうを委託をさせていただいて、水源の確保を求めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 続いて、同じページで観光振興事業費の12節委託料の中で、観光情報発信業務委託料が200万円ついております。これまで観光情報の発信というのは、観光協会が主に担っていたものを昨年観光協会がなくなり、市役所のほうで引き受けるというようなことになってるかと思うんですけども、これは改めて委託に出すということで、民間に出すのか、それとも道の駅等の3セクに出すのか、そういった辺りを教えていただければと思います。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 観光協会のほうから商工観光のほうにもろもろの情報発信、そういったところを引き受けております。今後、そうした情報発信のほうの強化が必要じゃないかというふうに考えております。

こちらの情報発信業務につきましては、道の駅三矢の里のほうに委託を出させていただきまして、ホームページの管理でありますとか、さらには各観光施設をつなぐパンフレット、そうしたものの配布であるとか、そういったところも担っていただくような取組を道の駅のほうでやっていただくというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 133ページなんですが、観光振興事業費、要はふるさと応援の会の補助金が自立自走と言われたんですかね。今までのふるさと応援の会もその自立自走ができるような状況の財政状況だったんでしょかね。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 基本的には、財政状況というのは皆さんの会員様の会費と、そして市の補助金での運営でございました。なかなか一度に自立自走ということをお願いするというのは難しいのは重々承知しております。

しかしながら、そうした安芸高田市ふるさと応援をしていただく皆さんに、ぜひ周りから応援していただきたいというようなお願いです。お願いでしかございません。

また、そうした任意の団体、県人会とかいろんな各地の県人会とかいろいろなのがございますが、そういった団体も基本的には自分たちの会費であるとか、また物産販売をするなど、そうした取組をしてその会議の運営を賄っているというようなこともございますので、安芸高田市のふるさと応援の会につきましても、そうした会費でありますとか、そうしたイベントで収入を得ていただきながら、ふるさとの安芸高田のほうを応援していきたいということで、お伝えをしているところでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今、県人会を例に出されましたが、県人会には県は全く何も助成をしてないんですか。

- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 各県のいろいろ県人会があると思いますが、それぞれだと思います。幾らかそうした、あのイベント事に対しては、幾らかの補助金を出すところもあろうかと思いますが、会そのものの運営に対しては出ていないというふうに聞いております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 今の答弁聞いたら他の自治体の事例を参考にしたような答弁だったんですが、安芸高田市にとって広島、大阪、東京に安芸高田市を支援しようと、こういう組織だったように思うんですよ。そんなに大きな税じゃないですね178万円。これを打ち切って、ほんで、だったら自走でやってくださいと。その代わりうちの応援も願いますというんで、果たしてほんまに持続可能なのかなというように思うんですけど、そこらは持続可能とこういう判断をされたんで、削減ということになったんでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 石丸市長。
- 石 丸 市 長 まず、これまでの年間何百万ぐらいでしたっけ、前向きに。
(300とか400です。との声あり。)
- 石 丸 市 長 そうですね。なので、認識ない市民の方も多いかもしれないんですが、これまで長年にわたって大体三、四百万円ほど。今年度はちょっと減らします、これでも、段階的に。その前に400万ほど毎年ふるさと応援の会に市が出してたんです。立場が逆じゃないですか。応援してもらうのが本来なんです、こっちが応援してる。何のための会なのか。目的を見失ってますよね。
- そして、今回170万も最後打ち切りますが、大した金額じゃないなどと軽々しく言わないでいただきたいと思います。170万だったら稼いでこいという話です。いかに170万という金額が市にとって大事か、普通の議員の方なら理解されていると思います。
- この仕組みを、今の財政状況を、このふるさと応援の会の方々には、この2年、3年をかけて説明をしてきました。そして、真に安芸高田市を応援するというその理念の元に今回協力をしていただきました。これが自立自走の範囲において活動していただけると、そのように考えています。
- 石 飛 委 員 長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 今市長が言われた中で、これは市の利益のための投資だと思うんですね。一昨年は300万、今年は178万ですか、そういうふうに減額はされてきてるんですけど、それだけの投資に見合うものがなかったという判断でよろしいんですか。
- 石 飛 委 員 長 石丸市長。
- 石 丸 市 長 どういう投資で何の効果があると考えなのか、まずそれを示してください。そこまでおっしゃるなら。

- 石 飛 委 員 長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 それはこれができてきた経緯で、首長として分るんじゃないですか。それが分らんなら、これ以上質問しません。
- 石 飛 委 員 長 石丸市長。
- 石 丸 市 長 じゃあ、投資でなく効果もないというふうに御認識なんですね。であれば、そのとおりです。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
- 熊高委員。
- 熊 高 委 員 67ページの地域振興に要する経費の関係で工事請負費単独事業で800万というエコミュージアム川根のトイレ改修というふうに聞きましたが、具体的な改修内容をお伺いします。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 エコミュージアムのトイレ改修でございますが、身障者用のトイレを作ります。
- これまでエコミュージアム川根のほう、身障者用のトイレがございませんでした。来場者の皆様、また現場の指定管理をしていただいている団体、そうしたところから身障者用のトイレが要るんじゃないかなろうかという要望をいただいております、何とか今回身障者用トイレを作ることとで計上させていただいたところでございます。
- 本館というか蕎麦屋さんがあるところに今男性用と女性用がございしますので、そちらのほう改修をかけていって、そこに身障者用のトイレを入れていくというふうに考えております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 食堂にある部分の改修を1カ所ということですね。かなり大きな費用なんで、右側の公民館のほうはないということですね、今回は。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 そのとおりです。本館、蕎麦屋さんのお食事処の改修だけでも見積をしますと、やはりそのぐらいの金額になってくるというふうに考えておりますので、今回は食堂のほうのトイレ改修のみということでございます。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 予想よりか大きな費用がかかっているということで、費用対効果を考えながらの改修ということに当然なっているんでしょうけども、ここのエコミュージアム川根は、お風呂が今使えんようになってますよね。このトイレだけでこのぐらいかかるんですから、かなりの関係があると思いますけども、エコミュージアムの運営の費用対効果も含めて、身障者用のトイレは必要だというふうに判断されたんでしょうけども、全体のエコミュージアム川根の運営そのものもかなり厳しい状況でありますから、費用対効果を考えたら運営というのをさらに活性化しないと、いろ

んな改修というのは難しいという現状は、運営者の皆さんは認識されておるのでしょうか。

○石 飛 委 員 長

松田課長。

○松田商工観光課長

まず、お風呂のほうでございます。今、エコミュージアム川根、お風呂の設備がございましたが、そちらのほうは今休止ということにしておりますが、こちらのほうではボイラーがもう完全に壊れておるという状況でございます。このボイラーでありますとか、それに伴う配管、そうしたところを改修ということになれば、少なく見積もっても約1,500万から2,000万近くかかるんじゃないかなろうかというふうに見込んでおります。

併せて、このお風呂の改修、さらには再開することで、重油でありますとか燃料、さらにはそれに係る人件費、いわゆるランニングコストがかなり膨らんでくるというふうに見込まれております。指定管理団体のその大きくなった負担が、それを補うだけの入り込み観光客が見込めないではなかろうかというふうに考えております。

それゆえ、スリム化を図った状況で縮小・均衡を保ちながら、施設のほうを運営していただきたいというふうには考えておるところでございます。

また、観光施設の多くはどこも老朽化が進んでおります。今後、多額の費用の投資が必要になる見込みでございます。中長期的に施設の在り方を含め、メリハリをつけた修繕でありますとか、更新を検討する必要がある。優先順位でありますとか緊急度、そうしたところを検討しながら、今後中長期的に考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

133ページの観光振興事業費のところの補助費、負担金のほうなんですけれども、大阪万博首長連合負担金、今年度は10万円だったものが、来年度250万とかなり増額になると思うんですけれども、ここの理由を教えてください。

○石 飛 委 員 長

松田課長。

○松田商工観光課長

今回250万に増額になりますが、こちらにつきましてはもう既に2024年になります。それに向けてさらに細かい調整が必要になって、そうした調整でありますとか、この首長連合のほうかなりの負担が、いろいろな業者でありますとか、そうしたところの作業、また、各組首長連合に参加している市町との交渉がかなり多くなるというふうに聞いておまして、それに伴う負担金ということになっております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

田邊委員。

○田 邊 委 員

この大阪万博には、市長がぜひ神楽の公演を実現したいというような

過去いろんな答弁があったかと思います。そういったプロモーション的なものもここに含まれてるのでしょうか。

○石 飛 委 員 長

松田課長。

○松田商工観光課長

プロモーションのほうにつきましては、下の単独補助の中に大都市プロモーション事業補助金というのがございまして、こちらで関西圏でのプロモーションを進めております。

こちらの大阪万博首長連合への負担金については、首長連合、そちらの方に一括でその負担金を払っていただき、首長連合のほうでその負担金の中でいろいろな事業をされていくというふうに聞いております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

熊高委員。

○熊 高 委 員

関連なんです、首長連合はどのくらいの数の組織なんでしょうか。また、連合自体の予算はどのくらいで動いておるのか、併せてお聞かせいただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時33分 休憩

午前 11時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長

休憩を閉じて、再開いたします。

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

大阪万博首長連合の正会員だけで言えば、658団体、令和4年度の事業費が2,676万円というふうになっております。

令和5年度については、今ちょっとまだ出ておらないということでございますので、また令和5年度が出れば、またどこかのタイミングでお知らせさせていただければというふうに思います。

658自治体が参加しておりまして、そのうち正会員が80、令和5年度です。

以上です。

○石 飛 委 員 長

熊高委員。

○熊 高 委 員

負担割合というのは決まっておるのでしょうか。

○石 飛 委 員 長

藤堂係長。

○藤堂観光振興係長

万博のほうの先ほどの負担割合ですが、来年度計上させて240万、こちらも万博連合の事務局から、いわゆる先ほど言いました参加自治体そういった来年度の事業に対する負担ということで、その催事を希望する自治体割ということで240万と、あと10万円は会員としての年会費でございまして合計250万、そういったところでの一律の負担ということで計上させていただいております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 この負担金に支出することによって、大阪万博で神楽が上演できるという状況も、これはほぼ間違いないと見てよろしいのでしょうか。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 この間、大阪万博の首長連合、そうしたところの会議に出させていただきながら、ほかの参加市町の担当のほうともお話する中で、いろいろと調整のほうをかけております。一応内定ということではいただきました。詳細については、まだ公表はできないということではございますが、内定はいただいております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 会員の種別が正会員とほかにどういった会員があって、どう違うのか。安芸高田市はどちらに属しているのかを教えてくださいませんか。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 安芸高田市は、正会員に登録しております。正会員が80で、賛助会員がそのほかの団体でございます。全体で自治体が658、正会員が80いうことになっております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 67ページの外郭団体と指導事業費の指定管理料のところ、昨年度と比較すると少しずつ指定管理料が減額をされているというところは見て取れるんですが、道の駅北の関宿安芸高田の指定管理料が大きく減額されているかと思うんですけども、この理由をお聞かせください。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 どの指定管理先もそうでございますが、それぞれにおいて事業ごとに細分化し、今回再度また見直しをかけた結果でございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 見直しをかけたというのは、そうなんだろうと思うんですけども北の関宿が大きく減額している理由を伺っております。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 北の関宿の大きな減の要因でございますが、部門ごとの見直しを行ったことが大きな要因で、コンビニ部門、ローソン・ポプラがございます。また、改修しました食堂部門の売上げが好調であることに加え、駅舎を民間活用することで、管理部門の経費の軽減が図れることから減額としました。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、商工観光課に係る質疑を終了いた

します。

続いて、農業委員会事務局の審査を行います。

農業委員会事務局の予算について説明を求めます。

稲田農業委員会事務局長。

○稲田農業委員会事務局長

農業委員会事務局の予算を説明します。

歳入です。

予算書25ページをお開きください。

下から2行目の農業委員会費補助金は、農業委員の活動費等に対する補助金です。

続いて、歳出です。

113ページをお開きください。

下段の農業委員会運営費は、農業委員会等の報酬とタブレットの通信料などです。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって農業委員会事務局に係る質疑を終了いたします。

これより、産業部、農業委員会事務局全体にかかる質疑を行います。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

農林水産関係なんですけれども、先ほど森林環境税の件を質問させていただきまして、今年度の収入見込みに対して600万ほどの支出だということで、大分残高というか残ると思うんですけども、今年度4,803万2,000円の中で600万ほどの支出だと思うんですけど、この残ったものは今後どのように使っていくお考えかをお伺いしたいと思います。

○石飛委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

残額につきましては、基本的な基金に積んでおきます。今後、当然森林整備が必要になってきますので、そこらにも使う予定でございますし、今後も公共施設等の木質化といったところに使うように考えております。

以上でございます。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

昨年的一般質問の中で森づくりについて民間団体と意見交換を行うような考えがないかというときに、ミートアップ等を考えていくというような答弁だったかと思うんですけども、来年度そういった予定というのはございますでしょうか。

○石飛委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

今年に入って、まず林業経営体と協議を行っております。市内の森林

のほぼ多くを管理されてきておられます。長年施業をされてきております。その農林林業経営体等の意見も踏まえて、今後の政策をやりたいというふうに考えておりますけれども、市内には様々な森林ボランティア団体といたしますか、自分たちの活動を行っておられる団体がございます。その辺りは、ミートアップのような形式にするかどうかはまだ考えておりませんが、様々な意見を伺ってまいりたいと。そういった意見を伺う会を考えていきたいというふうに考えます。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、産業部、農業委員会事務局の審査を終了します。

ここで13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて再開します。

これより、建設部の審査を行います。

予算の概要について説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 それでは、よろしくお願いします。

建設部の主要事業の概要について説明します。

当初予算資料、3ページをお開きください。

下段の下水道課では、下水道施設維持管理の効率化・最適化を新規に実施をいたします。

汚水処理に係る施設の維持管理を総合的に検討するため、適正化計画を策定します。

令和6年度の下水道事業会計は、これまでの農業集落排水事業及び浄化槽整備事業の特別会計を統合し、公営企業法の財務規定を適用します。

各事業の詳細については、担当課長から説明します。

○石飛委員長 続いて、管理課の予算について説明を求めます。

神田管理課長。

○神田管理課長 管理課が所管の令和6年度予算で特に例年と異なるものは、市営駐車場を全て直営管理とすることに伴うもの、そして空き家の解体補助金を、従来並みに戻すことに伴うものです。

そのほかについては、おおむね例年並みを基本に計上しました。

まず、歳入の主なものを説明します。

予算書の19ページをお開きください。

上から4行目、市営駐車場使用料では、直営管理によって、前年度当初よりも約210万円の増収を見込みました。

その5行下、市営住宅使用料から市有住宅駐車場使用料までは、市有

住宅の募集停止に伴って、合せて約640万円少なく見込んでいます。

23ページをお開きください。

上から4行目、住宅費補助金の社会資本整備総合交付金を、約1,000万円少なく計上しています。これは、空き家の解体補助金の減額に伴うものです。

続きまして、歳出の主なものです。

57ページをお開きください。

中段、市営駐車場管理事業費です。

直営化により、会計年度任用職員に係る経費を前年度より約90万円増額し、指定管理料約40万円を減額しました。

また、備品購入費に駐車券の発券機2基を新たな紙幣に対応するものに更新する費用、約340万円を計上しました。

次に、137ページをお開きください。

中段、道路橋梁総務管理費では、市道の道路照明等の電気代と、道路台帳更新業務の実施見込みに応じて前年度より約140万円減額しました。

143ページをお開きください。

中段、住宅管理費では、修繕料約170万円を増額しています。これは、直近5年間の傾向、修繕費の傾向に基づくものです。

次の145ページをお開きください。

下段の住宅建設費で、次のページの上段に移ります。次のページの上段をお開きください。

1年間限定で従来の約2倍にしていた空き家の解体補助金を、従前並みにもどし、約1,500万円を減額しました。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 先ほど説明にありました145ページから147ページに係るところで、老朽住宅解体除却補助金を元に戻されたということなんですけれども、令和5年度はクラスソウルのシミュレーション件数が多いため、ちょっと予算を増やしたということだったんですけれども、実際これはそこで解体が進んで落ち着いたので、元に戻したというようなことなのでしょうか。

○石 飛 委 員 長 神田課長。

○神田管理課長 この約2倍にしていた補助金は、もう最初から1年間限定で行うつもりでございました。これは、お金が少し足りなくて、解体をためらってらっしゃるような方の背中を後押しするという目的がございました。

そのため、1年間限定ということにさせていただくことで、強く押させていただいたというようなことでございます。

結果的には97件の申請がございまして、目的を達成されたものと思っ

ております。

したがいまして、来年度は元に戻させていただきます。よろしく願
いします。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数) 委員 57ページの市営駐車場管理事業費なんですが、会計年度任用職員を雇
用して管理するようにされておりますけど、管理がどのようにこの職員
がされるのか、その説明をお願いいたします。

○石 飛 委 員 長 神田課長。

○神田管理課長 会計年度任用職員には、甲立駅駐車場の会計年度任用職員と同じよう
に、見回りですね。無断駐車の見回りをしていただくのが主な業務にな
ります。

あとは簡単なおみ拾いとか、草取りとか、そういった簡単な業務をし
ていただくということになります。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数) 委員 ここには時間報酬等と書いてあるんで、一日中じゃないんだろと思
うんですが、1週間の形態はどういった形態で管理をしてもらうんでし
ょうか。

○石 飛 委 員 長 神田課長。

○神田管理課長 1日当たり2時間で計上しております。

はい、以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって管理課に係る質疑を終了いたします。
続いて、建設課の予算について説明を求めます。

登田建設課長。

○登田建設課長 それでは、建設課の予算を説明いたします。

予算書の23ページをお開きください。

歳入ですが、説明欄上段、社会資本整備総合交付金は、市道維持、市
道改良に対する交付金です。

前年度よりも約950万円増額しました。

その下、道路更新防災等対策事業費補助金は、橋梁補修事業に係る補
助金です。

前年度よりも約350万円増額しました。

続きまして、歳出です。

137ページをお開きください。

説明欄中段、市道道路維持費の新たな事業として、一番下の行となり
ますが、他市町事業負担金は、市道ゆずりは線ゆずりはトンネル内の照
明取替え工事に伴う設計業務に対する負担金です。管理協定に基づいて、
広島市へ支払うものです。

139ページをお開きください。

中段、県委託県道改良事業費の県営事業負担金は、2024年度の開通を目指している東広島高田道路の事業費が増加したため、前年度よりも約3,300万円増額しています。

141ページをお開きください。

上段、橋梁維持費は、市道橋梁長寿命化を図るものです。道路点検委託料は608橋のうち、190橋の定期点検を行います。

185ページをお開きください。

中段、土木施設災害復旧費は、災害発生時の初期対応に要する費用を計上しています。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋 田 委 員 139ページの県委託県道改良事業費で工事請負費が計上してございます。個別案件になるんですが、予算資料の中の11ページで普通建設事業費の説明があるんですが、ここに一般県道三次江津線改良事業費が計上してございますが、多分ここの中にあるんだと思うんですが、その工事箇所をもし教えていただければ、お願いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長 登田課長。

○登田建設課長 工事箇所でございますが、県道三次江津線、安芸高田清流園から三次方面へ向かった市境付近の箇所でございます。全長が大体20メートル、ちょっと出っ張ったようなところがあるんですけど、その掘削でございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児 玉 委 員 139ページの県委託県道改良事業費、ちょっと聞き漏らしたんですけども、この18節の県営事業負担金、これ2024年度で終了、完成ということではなかったんですしたっけ。そこを聞き漏らしましたんで、お願いします。

○石 飛 委 員 長 登田課長。

○登田建設課長 完成目標ということでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 児玉委員。

○児 玉 委 員 そうすると当然県の予算づけでしょうから、そこらもあるんだろうと思うんですが、めどは完全にまだ立ってないという、1年とか2年とか。よく聞かれるんですけども、この辺がもし御存じの情報があれば、御提示願いたいと思います。

○石 飛 委 員 長 河野部長。

- 河野建設部長 東広島高田道路、向原～吉田線の間の工事なんですけれども、先ほど課長が申しましたように、来年の3月31日が工事完成予定日となっております。
- これから、例えば向原でいいますと正力地区のインターチェンジ、それから吉田でいいますと54号とのインターチェンジ、こちらの接続部の工事がまだまだ進んでいきますので、こちらの進捗がどうなるかにはよりますけれども、広島県から3月31日目標ということで聞いております。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありますか。
- 〔質疑なし〕
- 石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって建設課に係る質疑を終了いたします。
- 続いて、下水道課の予算について説明を求めます。
- 佐々木下水道課長。
- 佐々木下水道課長 それでは、予算書の19ページをお開きください。
- 歳入ですが、説明欄上段、市の施設使用料は、し尿収集運搬車が清流園にし尿及び浄化槽汚泥を投入する際の施設使用料です。
- 続いて、下段、し尿処理手数料は30%の料金改定により、前年度から1,050万円増額の6,713万2,000円を計上しています。
- 109ページをお開きください。
- 歳出ですが、説明欄下段コミュニティ・プラント整備事業特別会計繰出金は、特別会計への繰出金です。
- その下、水道事業費は、広島県水道広域連合企業団への負担金です。
- 111ページをお開きください。
- 下段、し尿処理事業費は、主なものはし尿処理収集運搬業務委託料で料金改定に伴い、前年度から約1,350万円の増額の7,154万7,000円を計上しています。
- 113ページをお開きください。
- 上段、清流園管理運営事業費は、し尿処理施設清流園の管理運営に要する経費です。全体額は、前年度より約1,800万円の減額となっております。消耗品費、光熱水費及び工事請負費の減額が主な要因です。
- 143ページをお開きください。
- 中段、下水道事業会計事業費は、下水道事業会計の補助金で、前年度よりも4億2,800万円増額しています。
- この要因は、これまでの公共下水道・特定環境保全公共下水道に農業集落排水と浄化槽を加えて、四つの事業を一つの公営企業で行うことによるものです。
- 以上で、説明を終わります。
- 石飛委員長 以上で、説明を終わります。
- これより質疑に入ります。
- 質疑はありませんか。
- 秋田委員。
- 秋田委員 109ページの水道事業費について、お伺いいたします。

補助費として広島県水道広域連合企業団への負担金ということで、予算計上で昨年よりは少しほど増額となっておりますが、これは市長が議員としてここの企業団の会合には出られてるんだと思うんですが、主にこの負担金の一番主な要因というか、額が一番高いのはどういったことなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 詳細はちょっと把握できてないところがあるんですが、主には人件費、例えば委託、そうしたものの人件費の高騰、それから資材、これは管財です。工事を行う際の間、例えば、直管であったりやくものであったり、そうした管財が高騰している。ここが原因で負担金が増になっています。以上です。

○石飛委員長 秋田委員。

○秋田委員 年に何回か会合はずっと持たれてるんですよ。なかなか議会としてこの部分は聞くことができないので、報告とかがないので、分かりづらんですが、年に何回ぐらい会合やられて、いろいろこれからのことなど話をされているんでしょうか。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 一応機会としては、企業団議会というのがございますので、年2回。その前には企業団の議会の前にこういった委員会、こういったものも開催されております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 今、秋田議員の質問についてですね、聞いてみたいんですけど、109ページの水道事業費の県の水道広域連合の企業の負担金が、明細ですね。積算根拠が分らんというのが、ちょっと理解できません。何ぼくください」言うたら、「はい、そうですか」というような状況で、負担金を出すということもありえん話なんですけど、そんな状況ですか。ここで予算するのに、予算を練りますよね。そのときの査定の中で、積算根拠を示されると思うんですけど、それがいい中で、県が「これだけ負担してくれ言うんで予算してください」と。「ああ、そう」いうようなところで予算をされとるんか。私としては明細が知りたいと、こういうことですが。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 詳細な明細については、やはり企業団のほうに問い合わせさせていただきたいというふうに思います。

ただし、当然、毎年事業というのは継続されますし、今、安芸高田市事業団においても老朽化、その対策における管路工事等は実施しています。当然、それらの積算というものは新しい単価、そういったもので行っているものでございますから、決して適当に予算を幾らだというふうに挙げているものではございません。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数) 委員

今の答弁を聞いたらですね、県のほうからこれだけ負担金をくださいと、来年度予算はしとってくださいと言われたら、そのものの詳細は把握せずにですね、県のほうから言われた、事業団のほうから言われた負担金を予算化したと、こういうことで理解すればいいんですか。

○石 飛 委 員 長

石丸市長。

○石 丸 市 長

いいわけがありません。そんな説明、課長してないじゃないですか。一番最初に答弁したのは差分が何かと、その寄与が何かという質問だと捉えて、主には人件費、資材価格の高騰だというふうに言ったんです。明細は当然あります。

それを承認もして、企業団として共有してます。詳しくはお問合わせくださいというのが、先ほどの答弁です。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数) 委員

今の負担金がこれだけ要る言うて説明があつて、市長も明細ある言われたんで、その明細を議会とすればですね、見させていただいて、「ああ、そう」というところで行きたい思うんで、明細を出していただきたいと思いますが。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員に申し上げますが、ここは市の議場です。企業団のものを市へ要求しても、ちょっと別、窓口が別ということですね。事業団に一応許可を得て、市が表に出すかどうかというのは先に事業団のをお聞きいただくということを執行部も申されてますので、事業団に問い合わせてください。企業団にということです。よろしいでしょうか。

山本数博委員。

○山本(数) 委員

今、市長が課長が説明したとおりだと。人件費、管財の高騰による材料費だと、こういうふうに説明したじゃないかいうことを言われたんですね。

ですから、その資料はこの予算をするときに手元にあったと、こういうことでしょ。

企業団が、安芸高田市の負担金はこれだけですよ、お願いします言うてきたときにですね、そういった人件費も示され、管材費も示され、まだまだもろもろあったんだらうと思いますけど、その部分に対する参加団体の按分率が何かあるんじゃないかと思いますが、それでもって安芸高田市は3億9,322万3,000円、これだけ負担してくださいと。明細がついといったということだらうと思うんですよ。

ですから、今その明細があるんで出してください言うたら、市長は、課長が説明したじゃないですか言われたんで、その明細を出してくださいと言ひよるんです。企業団へ問うもんじゃないと思います。

○石 飛 委 員 長

はい、じゃあ企業団が窓口ですから、企業団のほうへ問合せないと言えないと。

ただし、企業団からの負担金は精査し、高くなった原因も言える範囲

で佐々木課長のほうから答弁がありました。それ以上の詳しい明細については、企業団へお問合わせくださいということなので、執行部のほうの答弁も間違っていないということですよ。

○山本(数)委員 負担金を市が払わないけんですね。その中身がよう分からん議員が質問したら企業団に聞いてくれと、分らんというようなことで、負担金が予算ができるんかいうところがあるんですが。

それを問うたら、市長は明細は言ったじゃないですかと、こうなったわけですね。じゃあ、その積算根拠の明細があるんだろうから、それを示してくれと、こういうんですよ。

○石飛委員長 では、山本数博議員が、今この場でその明細が知りたいというこの審査においてですね、当初予算において必要であるということであれば、執行部のほうで企業団に許可を得て、この場で明細を公表していただくということは可能でしょうか。

休憩して。じゃあ、今から企業団へ問合せさせていただいて、明細が出るものだったら、出してもらおうということで、何分ぐらい。

ちょっと待ってください。

委員会じゃなくて、今、予算審査ですから。

(ちょっと、休憩をもらえますか。との声あり。)

よろしいですか、皆さん。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時27分 休憩

午後 1時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開したいと思います。

よろしくお願いします。

先ほど山本数博議員より質疑がありました件で、先ほど休憩中に資料要求の件についての協議を委員会として諮りました。改めてこの場で委員会として広島県水道広域連合事業団負担金について、令和5年度、令和6年度分の積算根拠を示す資料を今提出いただくことに異議はありませんでしょうか。

○石丸市長 委員長、さっきと話が違います。今じゃないです、私がさっき了解したのは。ですよ。

○石飛委員長 言ったような気がします。いつならいい。

○石丸市長 一旦執行部に求めるところまでは良いと思います。その後、執行部が受ける受けないの話があったとしたんです。

そして、私のほうから「資料の中身が知りたい、詳細が知りたいだけなら、あとでお届けするんでいいですね」と言ったら、「よい」とおっしゃいました。

なぜならば、どれぐらいの時間確認に必要なかわからないからです。

○石飛委員長 ちょっと市長が言われてる「よい」と言ったのは、資料を提出される

かどうかは、執行部の判断ですよ。それで「よい」と言ったんですよ。

○石 丸 市 長 私が言ったのと違いますよ。皆さん、もう一度確認しましょう、さっきの発言、私の。何て言いましたか。私が今言ったとおり。休憩中に申し上げたのは。

○石 飛 委 員 長 私の言ったのは、「よい」と言ったのは、「執行部が提出されるかどうかの判断は、どうぞそれでいいですよ」と言ったんですよ。

○石 丸 市 長 はい。なので、提出するタイミングについても、こちらに一任されてるわけですよ。でないと、いつ返ってくるかわからないものに対して、受ける、受けないの判断もできないじゃないですか。

なので、今すぐ出せと言われたら、困ると言ったんです。

○石 飛 委 員 長 委員会としては、今欲しい資料です。だから、今くださいという要求を議決しますよと言ったんです。

あとは、今出せないと言われりゃ、それは執行部の判断ですよと。

○石 丸 市 長 今という条件をつけるから、そうなるんですよ。今出せと言われたら、できないものは、できないと言うしかないじゃないですか。1時間かかるか、半日かかるか、1日かかるかわからないんですから。

○石 飛 委 員 長 分かりました。一応前に進めたいんですよ。

だから、もう一回議決します。

今という言葉、じゃあ審議中という言葉に変えさせて、もう一度議決を諮りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○石 飛 委 員 長 はい、では引き続き、資料要求について皆さんにお諮りいたします。

広島県水道広域連合企業団負担金について、令和6年度、令和5年度、その積算根拠になる資料をこの予算委員会審議中に提出を求めることに異議はございませんでしょうか。

〔異議あり〕

○石 飛 委 員 長 では、異議ありという言葉がありますので、多数決によって採決を諮りたいと思います。

先ほど申しました広島県水道広域連合企業団負担金令和6年、令和5年度分の積算根拠を示す資料を、予算委員会の審議中の提出を求めることに賛成の諸君の起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

○石 飛 委 員 長 賛成多数となりましたので、提出を求めることに決しました。

以上、資料の提出についての件を終了します。

金行委員。

○金 行 委 員 求めることを出したんですが、今度は執行部のほうがすぐ出せるかどうか。のを聞いてもらいたいんですが、それは委員長できませんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 一応委員会としては、執行部へ投げましたので、あとは執行部のほうから動いていただくことになると思います。はい。

熊高委員。

- 熊 高 委 員 これが出るまで審議は止めるということですか。
- 石 飛 委 員 長 いいえ。予算審議中ですから、まだ違った質疑を受けて、審査を引き続きやっていきたいと思います。
- (一回、終わるんですか。との声あり。)
- ですから、この退出といいますか、下水道課はまだまだ、建設部はまだ終わってませんので、審議中ですので、退出ということはあり得んと思いますが。
- 米村副市長。
- 米 村 副 市 長 いつまでですか。
- 石 飛 委 員 長 許可ですか。資料に提出するために退出を求められるんだったら、求めていただければ許可いたします。
- 説明員は執行部が連れて来られてるんで、私の範疇とは思わないんですが。
- (今、休憩中ではないですか。との声あり。)
- 石 飛 委 員 長 休憩中ではありません。
- (山本議員が止まってしまって、その後どうするんですか。との声あり。)
- 石 飛 委 員 長 別の質疑に入ってはいけませんでしょうか。
- (いや。建設部のを終わりますって宣告しちゃったら、建設部の審査ですよ。との声あり。)
- 石 飛 委 員 長 だから、何か繰り返しのような話になるけど。
- 石 丸 市 長 なので先ほど、私、確認したんですけど、説明が終わった後に資料だけお渡ししますので、よろしいですかって言ったら、委員長がオーケーだというふうに言ったと。
- 石 飛 委 員 長 金行委員。
- 金 行 委 員 山本委員が今すぐ出せ言われたんですが、それは熊高委員が言われたようにこういう資料を重大資料ですぐ出せんのなら、後でもいいんですかと市長は言われたと思うんですよ。
- それを今出せるのならすぐ出せということで、皆さんが言われとるとおりとすれば審議が進むんじゃないんですか。後で出してもいいもんなら、その数字の確認だけなら、それで審議が進むんじゃないんですか、審議止めなくても。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 では、確認してみたいんですが、その資料はいつ頃なら出せますか。資料をいつになったら出せますか。
- 石 丸 市 長 だから、分からない。もう5回ぐらい言ってますよ。市の所管の範囲にないんですよ、企業団というのは。なので、問合せ確認をしてという作業に、どのぐらい時間がかかるか分からない。
- なので、資料が要るんだったら、後で差し上げますというふうに言った。
- そしたら、委員長は「分かった」とおっしゃったと、私は理解したん

ですけど、それでいいですか。

(市長は、手元にある言うたんよ。だったら、それを見せてくれということですよ。との声あり。)

(「休憩動議」との声あり。)

○石飛委員長 今、休憩動議ありましたが。

○田邊委員 今やり取りする中で、その手順をですね、きちんと決めていただかないと、審議がそこで説明員だけがその問合せにここから外れるんだったら、その先ほど言った建設部の審議がどちらにしてもできないということになれば、結局待たないといけないということになると思うので、その手順をちょっと先にやっていただいたほうが、ずっとそのやり取りだけになってしまうと思うので。

○石飛委員長 休憩動議が出ましたので、ここで休憩したいと思います。
暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時53分 休憩

午後 1時57分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

休憩中にその資料要求の件に関しまして、皆様とお諮りいたしました。資料要求につきまして、執行部が企業団へ資料の提出の許可の確認をされる時間帯を採りたいと思います。2時半まで休憩としたいと思います。よろしく願います。

~~~~~○~~~~~

午後 1時57分 休憩

午後 1時57分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

先ほどの答弁の中に、私の発言の中に執行部に対する申入れの発言がなかったということで、追加の発言をさせていただきます。

執行部のほうに広島県水道広域連合企業団負担金の令和6年度、令和5年度の積算根拠を示す資料を提出するための許可を企業団のほうへ連絡をしていただいて、許可を取りつけて、この委員会へ提出いただきますようお願いしたいと思います。

その連絡の確認は、できれば2時半までにしていただきたいと思いますので、2時半までにとということでお願いしたいと思います。

では、ここで2時半まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時58分 休憩

午後 2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。

先ほど執行部へ資料請求、資料の提出の要求をいたしました。執行部のほういかがでしょうか。

河野部長。

○河野建設部長 水道企業団へ問合わせをしたところ、積算根拠の分かる資料について直ちに用意ができかねるということでございました。

既に企業団議会において予算は可決し、公開をされています。安芸高田市はこの議決により負担金を決定しています。

人件費・資材の高騰による増額は、安芸高田事務所内の予算の増減による理由となっています。

以上です。

○石飛委員長 今部長のほうより一応資料要求に対する返答がありました。

直ちに資料を提出するというものができかねるということですが、皆さんに再度お諮りしたいと思います。資料要求につきましては、撤回するか、もしくは口頭でその負担割合のことが資料がない限り口頭での説明がしかねるので、取下げという形にするか判断したいと思います。取下げの方向の採決を諮らせていただいてもよろしいでしょうか。

熊高委員。

○熊高委員 資料がすぐに出んということで、どのくらい時間かかるということなんでしょうか。

○石飛委員長 はい。確認してみます。

執行部のほうどのぐらいかかりますでしょうか。答弁をお願いします。

河野部長。

○河野建設部長 先ほども申し上げた直ちに用意ができないんですが、じゃあ、いつ用意ができるかというの、まだお答えをいただいてない状態です。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 であれば、月曜日の委員会もありますしね、しっかり時間を取ってやればいいんじゃないですか。

○石飛委員長 はい。今、熊高委員よりそういった御意見もありましたが、いかがいたしましょうか。

宍戸委員。

○宍戸委員 質疑者は山本数博議員さんであります。この予算の審議をやっぱり進めていくために、資料は後日提出していただくという形ではどうでしょうか。

○石飛委員長 ほかに意見はございませんでしょうか。

山根委員。

○山根委員 市長は広域連合へ出て、その資料をもってらっしゃるというふうに先ほどは答えられたと思います。そして、その広域連合の許可が要するという話ではなかったかと思うんですけど。

であれば、広域連合にさっき連絡されたときに、それを使っていいかどうかを確認するだけで、あとはこちらでコピーするなどしてやればよろしいんじゃないかと思っておりましたけど、いかがですか。

- 石 飛 委 員 長 今のは執行部に対する確認ですかね。
 じゃあ、河野部長ちょっと、河野部長。
- 河野建設部長 市長は議会には出ておりますが、議会に出たときには予算書を基に議決をしておりますので、詳細な資料というのは企業団自体が持ち合わせておるものなので、どうでしょう。御理解いただけませんか。
- 石 飛 委 員 長 山根委員。
- 山 根 委 員 資料というのは、持ち帰りはされない、できないもの。
- 石 飛 委 員 長 米村副市長。
- 米村副市長 企業団議会も市議会とか県議会と同じで、このレベルの資料しか出てません。分かりますか、予算書。
 ですから、ここに今の安芸高田市に負担金をどう求めるとか、どういう部分の細かい積算はそこにはありませんので、市長は持っていない。
 だから今、企業団のほうに改めて議決になったこの予算書ではなくて、今積算とかあれば欲しいという部分で今問い合わせをして、まだ回答が出てないという状況なんでございます。御理解いただけますでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 山根委員。いいんですか。
 ほかに御意見がないようでしたら。
 南澤委員。
- 南 澤 委 員 やはり資料請求を求めた方の御意見を伺うのが大切ではないかなと思うので、山本数博さんに御意見を伺うべきではないかと思います。
- 石 飛 委 員 長 山本数博委員、いかがでしょう。
- 山本(数)委員 なかなか難しそうなんですよね。出すのはね。今、河野部長の返事で企業団のホームページにその中身にずっと載っけると言われたんで、それ見るしかないかなと思うたりもしとるんですが。
 本来なら、この3億9,300万円の負担金を予算するのにですね、何にもなしでこの予算をするということは、考えられるのですよ。負担金の明細書でもあったんなら見せてくださいという意味で言うんですけど、それも出せないことならですね、もうこれ以上要求はせんと、こういうつもりであります。
- 石 飛 委 員 長 ほかに御意見は。
 熊高委員。
- 熊 高 委 員 執行部は出せんとやったわけじゃないでしょ。まだ向こうへ問い合わせせておるんで、時間もかかるのか。出せるか出せんかも含めて、まだ不明確だという答弁だったんでしょう。
 先ほども言いましたように、事後でいいんなら、その資料出してくださいという形で留めるということも可能じゃないですか。
- 石 飛 委 員 長 御意見が様々ありますが、先ほど穴戸委員と熊高委員のほうから後日でもいいから資料要求を求めて、引き続き求めていけばいいんじゃないかということが、それが収まりがいいかなと思います。そのように議決させていただきたいと思い、諮りたいと思います。

南澤委員。

○南 澤 委 員 まず、こちらから執行部に対してお願いしていた、審議中にというところですね。まず一旦撤回して、後日資料をお願いしたいというような議決の取り方ではいかがでしょうか。

○石 飛 委 員 長 はい、その方向で先ほど提案がありましたように、審議中ではなくって、後日資料を提出を求めるという形で諮りたいと思います。

田邊委員。

○田 邊 委 員 先ほどの答弁ですぐに出せないということなんですけど、後日なら出せるんですか。後日でも出せない可能性があるかどうか、その確認、出せるか出せないかの確認をしておかないと、後日と言ったのに、最終的に出せないという回答になると、結局出ないことになるので、まず出せるか出せないか、それが今が駄目なら後日でもいいと思うんですけど、その答弁は必要ないんですか。もし、後日になって出せないとなったときには、どう整理するのかなと思ひまして。

○石 飛 委 員 長 出すも出さないも執行部の権限でございますので、そこが出なかったらどうするというのは、今考えるべきではないと思います。

求めるのを今求めるか、後日でもいいよというかを議会としては諮りたいと思いますが、いかがでしょうか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 山本数博委員の質問は、その根拠が分からんと、この予算を通すことさえ難しいというふうな発言も含めてあったんですよ。そんな簡単なものじゃないでしょう。

○石 飛 委 員 長 それは全ての予算を言えると思います。この企業団だけじゃなくて、積算根拠とか実績とかを踏まえて、それぞれの事業を見ていくというのは、全ての事業に係ると思います。

ですから、山本数博さんと言われてるだけを捉えて、この予算全体を否決するとかいう問題ではないと思いますので、御理解いただきたいと思います。

熊高委員。

○熊 高 委 員 否決するかしないかというのは、それぞれの議員の判断なんですが、委員会の中でその根拠が不明であつたら、この審査そのものができづらい、できない、ということは判断できないという意味のことをおっしゃったんですよ。そのことも含めて訂正するんならしていただかないと、その発言というのは残ってしまいますよ。

○石 飛 委 員 長 もう一度、意味が分らないのですが、どの言葉を訂正すればよろしいでしょうか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 だから、本人に確認してくださいよ。本人の意図がどこにあるのか、私はそういうふうに聞き取ったんで。

○石 飛 委 員 長 議員の言葉に対しての非難とかいうものじゃなくて、予算審査の協議ということを主にやっていただきたいと思います。

熊高委員。

○熊 高 委 員 別に非難をしとるわけじゃなしに、議事録に残っていくような発言が正確に議事録として残るわけですから、その先ほどの山本数博議員の発言で、それはもう全件を取り消したというふうに捉えればそれでいいか分かりませんが、それも含めての確認をどうですかということを私が申し上げてるんで、その確認いただければいいですよ。

○石 飛 委 員 長 皆さんに申し上げますが、予算委員さんのメンバーそれぞれ責任持って審査をし、質疑をし、最終的な判断をしていただきますよう、委員長としてよろしくお願いしたいと思います。

最終的な予算請求の件は、後日、この資料提出を求めますという形で、再度執行部に申入れしたいと思います。

それで異議はありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○石 飛 委 員 長 では、そのように取り計らいをさせていただきます。

執行部のほうも後日でいいので、先ほど言いました企業団に対する積算根拠の資料を提出をよろしくお願いいたします。

では、改めて下水道課の質疑を再開していきたいと思います。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって下水道課に係る質疑を終了いたします。これより建設部全体に係る質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、建設部に係る一般会計予算の審査を終了します。

説明委員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時45分 休憩

午後 2時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。

ここで議案第30号の審査を一時休止し、建設部に係る特別会計、公営企業会計予算の審査に移ります。

次に、議案第34号「令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件を議題とします。

予算の概要について説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 予算書287ページをお願いします。

この会計は甲田町吉田口地区を対象とした下水道施設の維持管理に要する経費です。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ497万5,000円です。

- 詳細については担当課長から説明をします。
- 石 飛 委 員 長 続いて予算について説明を求めます。
佐々木課長。
- 佐々木上下水道課長 はい、それでは295ページをお開きください。
下水道使用料は、料金改定に伴いまして、188万8,000円を計上しています。
一般会計繰入金は278万6,000円を見込んでいます。
297ページをお願いいたします。
歳出ですが、説明欄中段、施設管理費は、処理場の維持管理に要する経費です。前年度とほぼ同等となっております。
- 石 飛 委 員 長 以上で、説明を終わります。
以上で、説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
- 石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、議案第34号「令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の審査を終了します。
次に、議案第43号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件を議題とします。
予算の概要について説明を求めます。
河野建設部長。
- 河野建設部長 概要の説明をします。
令和6年度から公営企業会計は、これまでの下水道事業に農業集落排水事業と浄化槽事業を加えた会計となり、前年度予算から大きく増額しています。
予算書の1ページをお開きください。
中段の、収益的収入及び支出の3条予算の予定額は、収入16億3,179万2,000円、支出14億7,131万円です。
資本的収入及び支出の4条予算の予定額は、2ページをお開きください。
収入5億9,302万6,000円、支出8億5,178万6,000円です。
詳細については、担当課長から説明します。
- 石 飛 委 員 長 続いて、予算について説明を求めます。
佐々木課長。
- 佐々木上下水道課長 それでは、下水道事業会計予算書の20ページをお開きください。
収益的収入及び支出について説明をします。
収入については、下水道使用料は料金改定及び農集浄化槽が新たに加わることにより、前年度から2億6,500万円の増額。他会計補助金についても一つの公営事業会計で行いますので、前年度から約4億円の増額となっています。
21ページをお願いいたします。
支出の主なものですが、管渠費は管路施設の維持管理に要する経費、2目処理場費は下水道処理場16施設の維持管理に要する経費、3目浄化槽

費は3,652基の浄化槽の管理に要する経費です。

また総係費22ページをお願いいたします。

委託料は、統合基本計画の策定業務及び料金改定支援業務を予定しています。

23ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について説明します。

収入は、加入者分担金112件を見込んでいます。

建設改良費は、施設の工事に係る設計及び工事に見立てるための借入れ予定額を基準に計上しています。

平準化債につきましては2億960万円増額の3億3,840万円の借入れを予定しています。

国及び県費につきましては、甲田浄化センター並びに吉田浄化センターの設計管理業務、農業集落排水の機能強化工事、浄化槽の設置工事に伴うものです。

他会計補助金は、過疎債など一般会計から繰り入れるものです。

24ページをお願いいたします。

支出の処理場建設改良費の主なものは委託料で、農業集落排水の維持管理適正化計画の策定を予定しています。

管渠建設改良費は、広島県の交通安全施設整備事業に伴う下水道管移設工事を行います。浄化槽整備費は80基浄化槽設置工事を予定しています。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 22ページになるんですが、営業費用で11節の委託料、統合計画書の作成というふうに言われたんですが、予算資料の3ページに建設部で下水道課、下水道施設維持管理の効率化・適正化、これがそこに該当するように今言われたように思うんですけど、統合するために何をどのようにするための費用なのか、3,600万言うたらすごい大きな額になると思うんですよ。こっちの収入に、これ3条予算ですか、こっちにあるということは、水道料金にも影響する話だと思うんで、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木上下水道課 まず、22ページの委託料の統合基本計画策定業務については、今、清流園においてし尿及び浄化槽汚泥を清流園に処理してるんですけども、今後、収集効率、汚泥の処理効率のことを考えて、下水道での施設での処理を考えています。それに関する業務を、この統合基本計画策定業務として、この11の支出のほうに上げております。

先ほど山本議員が言われました維持管理適正化計画、これについては、

これに対象するものは農業集落排水12施設です。この農業集落排水の今の現状というのは、20年、30年経過しておりますので、施設も老朽化しているのもそうなのですが、当初の計画よりも戸数も減り、人口も減り、流入量も減っております。

ですので、今の処理場のスペック、これが非常に過大な状況となっております。

ですので、処理方式等を見直すことによって、まずは縮小、省力、ダウンサイジングを行ったりとか、そうしたことで方式を変えたいというふうに考えています。それがまず一点。

二つ目が、集約及び統合です。

この12施設の処理場を最寄りの公共下水道及び特定環境保全公共下水道の大型施設に統合したいと、できるものは統合したいと考えています。その統合の策定に当たる業務について、この維持管理適正化業務の中で検討したいと考えています。

今回市長のほうが施政方針で申しましたが、下水道集合処理から浄化槽への転換、これについても今後検討していく、調査していくということを申しました。これについても、この業務の中で同時に検討していきたいと考えております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第43号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算」の審査を終了します。

以上で、建設部に係る特別会計、公営企業会計予算の審査を終了します。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時58分 休憩

午後 2時59分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算の審査を再開します。

これより議会事務局の予算審査を行います。

予算の概要について説明を求めます。

毛利事務局長。

○毛利議会事務局長 それでは、議会事務局の予算概要について説明をいたします。

当初予算の積算に間に合わず、主要事業の中には、事業の掲載がありませんが、令和6年度は課題となっておりますタブレット等の導入によるペーパーレス化の取組、議場の音声及びカメラのシステムの改修に向けての取組を行っていきたいと思っております。

議会事務局は、議会運営事業、議会広報事業、議会調査事業の三つの

業務により執行しております。

各事業費の詳細につきましては、事務局次長が説明をいたします。

○石 飛 委 員 長

続いて、予算について説明を求めます。

藤井事務局次長。

○藤井議会事務局次長

それでは、失礼します。

議会事務局の予算を説明します。

初めに、歳入ですが、予算書の37ページをお開きください。

21款諸収入の説明欄下段、議会関係雑入として168万円を計上しております。

これはコピー代1万円とY o u T u b e の広告収入167万円をそれぞれ計上するものです。

続きまして、歳出です。

41ページをお開きください。

説明欄上段、議会の活動及び運営に要する経費1億6,811万1,000円のうち主なものは議員16名分の報酬、期末手当、事務局職員5名分の一般職員人件費、そのほか共済会の運営負担金として共済費を計上しております。

議会運営事業費では、本会議や委員会の出席に係る費用弁償や、各種出張に係る旅費、本会議会議録の作成及び委員会会議録、議会中継動画編集に係る委託料、音声認識システムの使用料などが主なものです。

議会広報事業費では、会議録検索システムの管理に係る委託料を計上しております。

43ページを御覧ください。

議会調査事業費では、議員16名分の政務活動費として補助金を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

41ページ、議会広報事業、これはさきの一般質問で南澤議員がいろいろ聞かれたと思います。そこでちょっと一点確認したいんですけども、今まで市長は答弁の中で議会広報は問題点を改善されれば、補正予算で対応するというような答弁もあったかと思います。その課題解決から補正予算を組むまでの期間って、もし例えば5月にその問題が解決したとして、6月の補正ですぐ組めるものなのか、その次の9月定例会まで組めないのか、そういったものが大体どのくらい時間のタイムラグがあるのか教えてください。

○石 飛 委 員 長

沖田課長。

○沖田財政課長

6月の定例会になりますと、その議運の日が例年だと、どうでしょう、6月の中旬ですかね。それに間に合うようにするためには、5月の中旬辺

りが最終的な補正予算を決めていく上での日になると思います。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、議会事務局の質疑を終了し、議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算の審査を終了します。

ここで執行部退席のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 3時04分 休憩

午後 3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。

議案第30号に対し、宍戸委員から修正案が提出されております。

修正案と議案第30号を併せて議題とします。

修正案について、提出委員の説明を求めます。

宍戸委員。

○宍 戸 委 員 それでは、修正予算の提案の理由から説明をさせていただきます。

令和6年度の予算における修正案であります。

この予算案には、議会広報事業費の需用費に議会だよりの印刷製本費を計上し、予備費を減額するものであります。

これまで議会活動などは、広報紙に議会だよりををもって市民の皆様へ報告をしてきています。今回の令和6年度当初予算案には、広報紙を発行するための予算が計上されていません。

議会だよりの発行は、議会としては行財政運営など具体的な政策の審議、審査過程などを市民にお伝えする重要な手段の一つであり、当然必要と私は考えています。

また、安芸高田市議会基本条例においても、議会は議会広報誌の発行、インターネット配信等の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持っていただけるよう、議会の広報活動を充実しなければならないと定めています。議会だよりは、市民のものだと私は思っております。

よって、当該予算に対する修正案を提出するものであります。

続きまして、さきに配布されました修正案の説明をいたします。

議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」に対する修正案の第1表、歳入歳出予算の一部を次のとおり改める。

その第一表であります、歳入歳出予算でございます。

まず、歳出のところでございますが、この表の説明をいたします。

款の1、項1、金額の順に説明いたします。

まず、款の1議会費、項1議会費、金額1億6,811万1,000円を1億7,010万5,000円に増額修正します。

次に、款の13予備費、項1予備費、金額3,000万円を2,800万6,000円に

減額修正いたします。

歳出合計は、変わりなく193億1,400万円でございます。

次に、一番最終ページの欄を見ていただきたいと思います。

これは款、項の説明資料でございますが、まず、説明欄を見ていただきたいと思います。

区分10需用費、金額86万2,000円を約285万6,000円に増額修正いたします。

議会の活動及び運営に要する経費1億6,811万1,000円を1億7,010万5,000円に増額修正いたします。

議会広報事業費として96万4,000円を約295万8,000円に増額修正いたします。

その内訳は需用費として印刷製本費199万4,000円を追加いたします。

次に、款の13下の欄ですが、予備費について説明いたします。

右側の欄の説明欄ですが、予備費として3,000万円を2,800万6,000円に減額修正いたします。

その内訳は、説明欄は予備費3,000万円を2,800万6,000円に減額修正いたします。

以上でございます。

ちょっと訂正をいたします。

大変申し訳ありませんが、説明欄のところの一番最終ページであります、予備費のところの予備費の3,000万を2,800万6,000円に減額修正いたしますが、ここ需用費と記載しておりますが、これは予備費でございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 修正予算の予算案の最後のページ、議会費の10節需用費、印刷製本費が199万4,000円と計上されておりますが、今年度の予算が149万6,000円でした。50万円余り来年度高くなるんですけれども、この増額の理由をお聞かせください。

○石 飛 委 員 長 宍戸委員。

○宍 戸 委 員 これは物価の高騰ということになると思いますが、この金額の根拠を申し上げます。

この議会だよりの印刷費、1ページ当たりの単価が1.6円、それからページ数が24ページといたしまして、これを1万1,800部印刷して、これを年4回発行する計算で、それに消費税を掛けた金額が199万3,728円となりますので、この金額を199万4,000円といたしました。

これは事務局で業者のほうから見積もりを取った金額でございます。それで、ここでは部数は変わりありませんが、物価の高騰というふうに

聞いております。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
熊高委員。

○熊 高 委 員 修正案の説明をいただきましたが、書類上は訂正がありましたけども、これは口頭で訂正したということで承認できるのでしょうか。まず、一点確認させていただきます。

○石 飛 委 員 長 今事務局と打ち合わせしましたところ、議案書を整理し、打ち直して、再度議案として提出し直させていただく方向でいきたいと思います。
整理・再提出のために時間を30分取らせていただきたいと。
ちょっとここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時25分 休憩

午後 3時27分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開いたします。
現在穴戸委員より訂正があった箇所なんですが、説明のところの修正ということで、款・項に対しては議決事項で新たに修正しなくてはいけないんですが、このまま使える議案書にはなっていますが、本会議でやっぱり使いますので、きれいに整理したものを今から再度提出させていただきたいと思いますので、約30分間、4時まで休憩とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時28分 休憩

午後 4時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。
修正案についての質疑を続けます。
質疑はありませんか。
熊高委員。

○熊 高 委 員 提案者にお聞きしますが、私も議会だよりがなくなるということをよしとする立場ではないんですが、今回予算が削除されたというのは、議会だよりの内容について要点整理が不適切ということで、市長のほうがその議会だよりの費用を正しい議会だよりにしていただかないと、予算計上はしないということから始まったと思うんですね。

そもそも、その議会だよりの要点整理が、私は基本的には誤っていたというふうな認識でおるんですが、提案者はその議会だよりの要点整理が正しかったのか、正しくなかったのかという整理をどのようにされておるか、まずお聞きしたいと思います。

○石 飛 委 員 長 答弁を求めます。
穴戸委員。

- 宍 戸 委 員 私は、これまでの議会对応が間違っていたとは思っておりません。
以上です。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 広報委員会でも、この要点整理が正しいか、正しくないかという議論
が二分したということで、広報委員長も判断に悩まれて判断できなかったという経緯がありました。
そういった状況の中身でも正しかったというふうに認識をされるんでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 宍戸委員。
- 宍 戸 委 員 はい、そのとおりです。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 まず、私は、市長が指摘したところを正しく認識をするためにですね、
その判断が二分したということも含めて、客観的にこれが正しいか正しくないかということを含めて、第三者といいますかね、そういった判断をするような形まで持っていくことの中で正していく、その上で議会だよりの予算を立てていくということが、筋としては正しいのではないかと思います。
というのが、この議会だよりの予算を修正案を出した形で、たとえ可決をされても、市長としての執行権者、執行部のいろいろ決裁権限があるんでしょうけども、そこらが通ると私は予想できないんですが、この修正予算を出す意味がかなりなくなってくるような気がするんですが、その辺は心得て出されたんでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 宍戸委員。
- 宍 戸 委 員 これは全員協議会においても虚偽や間違いが確認できなかったということが証明されておりますし、また、市長が執行されるかどうかは、これは執行権の問題ですから、ここで私は申し上げることはできません。
以上です。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 このまま修正予算がとおったにしても、その要点整理の議会だよりの中身というのは基本的に変わってませんから、まずは議会の中で精査をしていくということが大事だと思います。
今、宍戸委員がおっしゃるように、基本的には広報で検討して二分した、そして委員長が判断されなかったんで、議長判断したということですが、その議長判断をしたことが、市長のほうに書面で届けられた。その後に全員協議会に諮ったということなんで、議長の権限も含めて全員協議会に諮ることもなく議長権限で出せるということ自体が、議長の越権行為だと私は思っております。
議長の立場とすれば、全議員の意見を集約し、その上で多数決なら多数決、そういったものを踏まえて正式な議長としての答えを出していくというのが筋だと思うんで、そういった手続も十分にされない中で、正しかった、正しくないという議論をすることで、結論が結局出てないと

いうふうに私は思ってますんで、この補正予算が出されても、そういった観点から状況は変わらないというふうに判断しておりますが、そういった認識をどう宍戸委員、受け止めておられますか。

○石飛委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 この件につきましては、私の権限外であると思います。

私は今回の修正案の提案者でございますので、これ以上の答弁は控えます。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 安芸高田市の広報あきたかたの紙面について、適切でないということで、令和4年、令和5年ですかね、不認定にされております。その中身を不認定したということの部分は、市の広報の中身にそういうところがあるという指摘の上で、不認定もされたということなんですが、基本的にはその状況とある意味似ていると思いますんで、この判断をされるということになると、ダブルスタンダードという言葉が適切かどうか分かりませんが、そういったふうに私は受け止めるんですが、その市の広報あきたかたの判断と今回の議会だより、この中身というのは別物だとお考えなんでしょうか。

○石飛委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 議会制民主主義に基づく二代表制のそれぞれの立場があると思います。私の場合は議会議員ですから、その議会としての立場で動議を提出させていただいております。

以上です。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 議会としては、間違ってる、間違っていないという判断は、宍戸議員は間違っていないという判断されたんですが、合議制の議会でそのことを示すべきだというふうに思いますが、それは修正予算を出せば、それは議会として議論する必要はないというふうにお考えでしょうか。

○石飛委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 これはまた、それぞれ議会、全員協議会等でどういう経過をたどるか分かりませんが、現時点では、私は修正提案をしております。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時08分 休憩

午後 4時09分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

これより、議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」に対する討論を行います。

討論は、修正案も含めての討論を行います。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

熊高委員。

○熊 高 委 員 確認するんですけど、原案に対する賛成の討論でいいですね。

○石 飛 委 員 長 はい。

○熊 高 委 員 ①番の部分でいいですね。

○石 飛 委 員 長 はい。

熊高委員。

○熊 高 委 員 議案第30号の原案に対する賛成という立場、そして修正案に対する否決という立場で討論をさせていただきます。

第30号の当初予算の原案、非常に精査をされて、新しい未来に対する取組をまんべんなく網羅したこの厳しい財政状況の中で、予算を作成されているというふうに高く評価をしております。

その上で今回先ほど出ました修正案、これについては先ほども質疑で申し上げたように、私たち議会が正すべきことを正さずにこのまま修正予算を出すということは、不適切であるというふうに考えております。

たとえこの修正案が通ったとしても執行権の問題、そういったものも含めて私たち議会が今回の議会だよりの内容を正しく精査しない限り、その執行できないということも踏まえて、このままで修正案を通すということは順序が別だというふうに私は考えております。

そういったことも含めて、今回の修正案は適切でないということで、議案の中の修正案を含めてということには賛成いたしておりますので、原案に賛成という立場で討論をさせていただきます。

○石 飛 委 員 長 次に原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

〔討論なし〕

○石 飛 委 員 長 討論なしと認め、次に原案に対する賛成討論の発言を許します。

〔討論なし〕

○石 飛 委 員 長 討論なしと認め、次に修正案に対する賛成討論の発言を許します。

芦田委員。

○芦 田 委 員 私は、令和6年度安芸高田市一般会計予算の修正案に賛成の立場から討論します。

安芸高田市議会基本条例の6条に、「議会は重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するなど、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう、情報の提供に努めなければならない」と定めてあります。議会だよりは、その役割を果たしてきたと思います。

広報あきたかた2月号の市民モニターで、安芸高田市議会のアンケート結果が出ていましたが、その中で「議員の活動を主にどのように把握していますか」という市民モニターへの問いに対して議会だよりが84.9%、次に、会報誌などによる議員の活動報告は40.4%で、SNSからの情報、議会の傍聴、友人知人からが30%台で続いていました。議会だよりは、市民からの厚い信頼を得ていることがよく分かります。

安芸高田市が誕生して3月で丸20年になり、議会だよりも80号を数えます。安芸高田市の議会情報をお伝えするこの議会だよりを一時たりとも途絶えさせてはいけないと強く思っています。

私は広報委員として6年間、議会だよりの編集に携わってきました。議会だより掲載記事の編集に当たっては、使用できる紙面が限られており、内容の要約が余儀なくされるものの、議会での議論の本旨を市民に伝えるために、議会だより発行前の最終稿に至るまで正確性を期し、委員全員で推敲を重ねたものとしています。

議会基本条例6条にうたわれているとおり、議会から適宜適切な情報提供ができるよう、議会だよりをこれからも充実・強化していくことを願って、予算の修正案に賛成します。

○石 飛 委 員 長 次 に 原 案 に 対 す る 賛 成 討 論 の 発 言 を 許 し ま す。

〔討論なし〕

○石 飛 委 員 長 賛 成 討 論 な し と 認 め、次 に 修 正 案 に 対 す る 賛 成 討 論 の 発 言 を 許 し ま す。
田 邊 委 員。

○田 邊 委 員 修 正 案 を 賛 成 の 立 場 で 討 論 い た し ま す。

現在、市民に議会の情報を伝える手段として、議会だより以上の媒体があるでしょうか。カタログポケットやY o u T u b e で発信していますが、議会だよりの必要性は広報あきたかた2月号に掲載された市民モニターによるアンケートで示されたと思います。内容については、先ほど芦田議員が討論されたとおりです。

私自身、広報委員として3年半くらいになりますが、市民の方へ少しでも分かりやすく伝えることができるよう取り組んできました。

議会は合議体です。議員同士で協議しながら、少しずつですが、議会だよりは改善されています。もちろん、今の状態が完璧だとは思いません。これからも、より分かりやすく、より正確に情報を届ける。そして、間違いがあれば修正していく。そうやって市民にとって有益な議会だよりを作っていけるよう、議論しながらアップデートしていくことが必要と考え、修正案に賛成します。

○石 飛 委 員 長 引 き 続 き、修 正 案 に 対 す る 賛 成 討 論 の 発 言 を 許 し ま す。

南 澤 委 員。

○南 澤 委 員 修 正 案 賛 成 の 立 場 で 討 論 い た し ま す。

議会基本条例6条第4項に、「議会は重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するなどして、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう、情報の提供に努めなければならない」とあります。

その広報の手段として、今の安芸高田市において紙で全戸に配布する議会だよりは、不可欠だと考えます。

議会には自律権があり、自律権等とは議会が市長や執行機関から何らの干渉や関与を受けないで、自ら規律する権限であると規定されています。この自律権に基づいて、これまでも改善するところは改めてきています。2022年4月の市の広報「市政の動き」で指摘されたことに対して、

議会だより第76号の12ページでお詫びと訂正を掲載し、再発防止策を明示しています。

一般質問の原稿に関しても、当初は質問者本人の責任の下、誤字・脱字のチェックのみで掲載していたものを、2022年12月より会議録に引用部分をマーカーして提出することを義務づけ、2023年6月より原稿と会議録の内容が明らかに異なる場合、委員会判断で掲載を認めないという内容を全員協議会で共有してきています。時間はかかりつつも、自ら規律を作り、改善してきております。

これまでも部長レベルでは、執行部による原稿の確認作業を行っていました。昨年6月に入り市長から、市長が記事を確認し了解を得るまでは発行しないよう、議会事務局に指示があったと聞きました。これは自律権に対する干渉であり、市長に付度した広報となると判断し、これ以降、執行部への確認作業は行わずに、委員会のみで編集を行うことを決定し、今に至っています。

市長が主張する「過ち」という部分についても、全てが皆同じ見解になるわけではないと考えています。新聞メディアでも、産経新聞や朝日新聞では論調は異なっています。指摘については、まず受け止め、その上で、議会は合議制ですから合議の上で判断をする。その際、意見が分かれることがあっても、誰がどういう意見で賛成、あるいは反対したかをつまびらかにする必要がある。そういうときのために公の場での議論が必要で、その内容を議会だよりにまとめて届ける必要があると考えています。

異論があれば、市長は市長で自らの媒体で主張を展開すればよい。何を是とし何を非とするかは、最終的にはそれを見た有権者の皆さんに委ねるのが民主主義だと考えています。

私は広報委員の一員として自ら律しながら責任感を持って今後も議会広報の編集に携わっていきたいと思います。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

○石飛委員長 引き続き、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

〔討論なし〕

○石飛委員長 賛成討論なしと認めます。

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○石飛委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」の件を採決いたします。

まず、本案に対する宍戸委員から提出された修正案について、起立により採決します。

修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石飛委員長 起立多数であります。

よって、修正案は可決すべきものと決しました。
次に、原案の修正部分以外について採決します。
原案の修正部分以外について、決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔起立多数〕

○石飛委員長 起立多数であります。
よって、原案の修正部分以外について可決すべきものと決しました。
続いて、議案第31号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計予
算」の件から議案第43号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算」
の13件について討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○石飛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
ここで採決の方法について、お諮りいたします。
討論がありませんでしたので、本案13件については、一括して採決さ
せていただきたいと思いますと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○石飛委員長 異議がありませんので、さよう決定しました。
これより採決を行います。
議案第31号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件
から、議案第43号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算」の13件
を起立により採決いたします。
本案13件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石飛委員長 起立多数であります。
よって、本案13件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。
なお、委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等がありまし
たら発言願います。

〔発言なし〕

○石飛委員長 今、委員長・副委員長一任という声がありましたので、委員会報告書
の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。こ
れに御異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○石飛委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。
次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。
本委員会の当初予算の審査、補正予算の審査、決算の審査に関するこ
とにつきましては、調査の必要性が生じた場合は閉会中においても調査
を行いたいと考えますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○石飛委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、所管事務の調査は会期中が原則でありますので、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申し出を行いたいと思います。

以上で、閉会中の継続調査についてを終了いたします。

以上をもって、第12回予算決算常任委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時27分 閉会